

公 示 日 : 2021 年 5 月 19 日

調達管理番号 : 21a00188

国 名 : グアテマラ

担 当 部 署 : 中南米部 中米・カリブ課

調 達 件 名 : グアテマラ国持続可能なコーヒーバリューチェーンモデル構築
に係る情報収集・確認調査 (コーヒーバリューチェーン分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : コーヒーバリューチェーン分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团 (ただし、単独渡航有)

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月上旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 2.5M/M、国内 1.5M/M、合計 4.0M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 15 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 20 日、国内整理 2 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 3 日、現地業務 20 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 6 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021年6月25日(金)までに個別通知
- 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 : (40点)
- ① 業務実施の基本方針 24点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 16点
- (2) 業務従事者の経験能力等 : (60点)
- ① 類似業務の経験 24点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 4点

(計 100点)

類似業務経験の分野	コーヒーバリューチェーンに係る調査
対象国／類似地域	グアテマラ／他コーヒー生産国
語学の種類	英語 (スペイン語ができれば尚可)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

グアテマラにおいてコーヒーは、カルダモン、バナナに次ぐ主要な農産物の輸出品である。生産者の約 97%は小規模零細農家であり、その多くはコーヒー栽培のみで生活できる水準の収入を得られておらず、投入財購入のための資金や人件費が不足しているため、生産性が低く不安定な生産を続けている。

同様の問題は、他のコーヒー生産国でも起きている。中米地域の場合、若年層を中心に、農園を放棄して都市部や米国へ出稼ぎに行く農民が増加している。その結果、単純労働としてのピッカーのみならず、熟したコーヒーチェリーを見極める熟練の職人、高品質なコーヒー生産を可能とするための指導者の育成・確保も困難になっている。また、2020年には新型コロナウイルス感染症や、巨大ハリケーン襲来により、中米の経済は打撃を受け、生活に困窮した人々は移民となり、危険を冒してメキシコやアメリカに向かっている。そのような状況下、小規模零細農家の生計向上は喫緊の課題である。

加えて、コーヒーの生産過程における環境汚染も課題である。一般的に、コーヒー精製は、小規模零細農家からコーヒーチェリーを買い取った業者により、大規模な工場において大量の水を使って行われるが、コーヒー精製で発生する産業排水は十分な浄化処理がなされないまま河川に放流されるため水源が汚染されている。なお、その排水量は、コーヒー1杯につき約144リットルという計算も存在する。更にコーヒー豆（種子）を取り除く工程では、収穫されたコーヒーチェリーの40%近くに及ぶカスカラと呼ばれる外側の果皮と果肉が未処理の状態で廃棄されており、それらが腐敗することで、近隣地域において衛生問題を引き起こしている。

係る状況下において、グアテマラでは、上記の課題を解決するために、自転車を動力とする脱穀機「ドライ・バイシクル・パルピング」（以下「自転車脱穀機」という。）が開発・導入されている事例がある。大規模な工場で精製する代わりに自転車脱穀機を使用することで、これまで安値なコーヒーチェリーのままで売却するしかなかった小規模農家は、栽培、ピッキングに加え、脱穀までを行えるようになり、流通コストや中間マージンを圧縮し、収益の増加に繋がれることになる。また、精製過程において水や化石燃料を利用しないため、水源を汚染せず、二酸化炭素が排出されない。

係る背景を踏まえ、世界のコーヒー生産国における課題の解決に資する、持続可能なコーヒーバリューチェーンモデルの構築に向けた取り組みを検討すべく、本調査を実施することとした。本調査では、農家の生計向上や環境配慮に資する取り組み及びそのバリューチェーンについて情報収集・分析するとともに、上記の自転車脱穀機活用を含めたパイロット・プロジェクトの実施を通じて、環境負荷軽減・経済的効果、課題を検証し、さらに、実証されたモデルの今後の展開方針についても検討する。また、調査結果を、コーヒー生産に携わる生産国の省庁・国内外の団体・企業に対し提供することで持続可能なコーヒー生産を促し、JICA食と農の協働プラットフォームやグローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会との連携を検討する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る検討・提言のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。机上調査は、中米を中心とする世界のコーヒー生産国を広く対象としつつ、具体的な対象国は、本業務従事者からの提案及び JICA 事業との関連性を考慮して決定する。現時点では 11 か国（コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、

パナマ、ジャマイカ、エチオピア、ルワンダ、インドネシア、ラオス、タイ)を想定している。現地調査は、現地受け入れ態勢のあるグアテマラでの実施を想定し、農牧食糧省、経済省、コーヒー生産者協会をカウンターパートとし、情報収集・協議を行う。調査結果は、先述の現地政府機関やコーヒー協会等の民間団体のほか、コーヒーバリューチェーン開発を推進する世界の JICA 関係者に対しても広く発表することを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2021 年 7 月上旬～8 月下旬)
 - ① 本業務における全体のワークプランについて JICA グアテマラ事務所、JICA 中南米部、その他関連部署と協議、確認を行う。
 - ② 以下の項目について、グアテマラを含む世界のコーヒー生産国の現状を調査する。
 - (a) 小規模コーヒー農家の経済状況
 - (b) コーヒー生産に係る環境汚染
 - (c) その他、小規模コーヒー農家やコーヒー産地の抱える課題
 - ③ 以下の項目に係る調査を行い、パイロット事業となるモデルの仮説を立てる。なお、パイロット事業は、JICA 本部及びグアテマラ事務所の管理の下、JICA が雇用するローカルコンサルタントをコーディネーターとして現地コーヒー生産者と協力して実施する。
 - (a) 小規模コーヒー農家の生計向上に資する活動 (生産・加工)
 - (b) 環境に配慮したコーヒー生産方法 (加工)
 - (c) その他、小規模コーヒー農家の抱える課題と、左記の解決案 (機材導入、DX 技術の活用、研修など)
 - ④ 現地調査を実施予定のグアテマラ国関係機関 (農牧食糧省、経済省)、生産者団体 (グアテマラコーヒー生産者協会)、小規模農家に対する質問票 (案) (スペイン語) を作成する。
 - ⑤ 日本を中心とするコーヒー消費国に関し、以下の項目について調査し、環境や生産者に配慮したコーヒーのマーケティング及び消費の実態を把握する。
 - (a) スペシャルティコーヒーの市場、ブランディング事例 (消費)
 - (b) コーヒーに限らない、環境や生産者に配慮した製品及びそのマーケティング事例 (流通・消費)
 - (c) 環境や生産者に配慮したコーヒーのターゲット層、商品、価格、流通、プロモーション (流通・消費)
 - ⑥ 対処方針会議等に参加する。

- (2) 第一次現地業務期間（2021年9月上旬～10月中旬）
- ① JICA グアテマラ事務所等との打合せに参加する。
 - ② グアテマラ側関係機関との協議及び現地調査を実施する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) コーヒーの、生産・加工・流通（輸出まで）に係るバリューチェーンの仕組み、アクター、及びそれぞれの過程における経済効果・環境負荷。
 - イ) 小規模コーヒー農家の現状。
 - (a) 机上調査で得られたデータを補足・アップデートする。
 - (b) 生計向上に係る取り組み、環境保全に係る取り組み事例を訪問し、それぞれの効果を調査する。
 - ウ) コーヒー生産に携わる公的機関、準公的機関の取り組み。
 - (a) 小規模コーヒーの経済状況・環境負荷に関する認識、生計向上・環境保全に資する取り組み、仕組み。
 - (b) その他、持続可能なコーヒー生産に関する取り組み、仕組み。
 - ④ 現地業務開始時に、JICA グアテマラ事務所、関係機関等にパイロット事業の計画を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ⑤ JICA 雇上のローカルコンサルタントと協力し、パイロット事業実施のための調査、準備を行う。
 - ⑥ JICA グアテマラ事務所、JICA 中南米部に Web 会議システムを利用して現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 帰国後整理、国内準備期間（2021年10月中旬）
- ① 第一次現地渡航の報告書（和文・西文）を JICA 中南米部、JICA グアテマラ事務所に提出し、報告する。
 - ② パイロット事業の計画を作成し、JICA と協議する。
 - ③ 第二次現地渡航の現地計画について JICA 中南米部、JICA グアテマラ事務所と協議する。
- (4) 第二次現地業務期間（10月下旬～11月中旬）
- ① パイロット事業の進捗をモニタリングする。
 - ② パイロットサイトにおける小規模農家の収入、環境汚染状況を把握する。
 - ③ 第一次業務渡航の報告書に不足があれば調査する。

- (5) 帰国後整理期間、国内準備期間（2021年11月下旬）
- ① 第二次現地渡航の結果を踏まえ、パイロット事業計画のアップデートを行い、JICAに報告する。
 - ② 以下項目を含めた、パイロット事業の効果測定に関する調査票を作成する。
 - (a)効果（生計向上、環境保全それぞれの側面）
 - (b)ハード面・ソフト面での導入コスト、ランニングコスト（農家へのトレーニングの可否およびその費用、期間など）
 - (c) その他、実施にあたっての留意点
 - ③ 第三次現地渡航の現地計画について JICA 中南米部、JICA グアテマラ事務所と協議する。
- (6) 第三次現地業務期間（2022年1月中旬～2月上旬）
- ① パイロット事業の効果測定を行う。
 - ② 事業実施に係る留意点を調査する。
- (7) 帰国後整理期間（2022年2月中旬）
- ① 調査結果、パイロット事業の成果・課題を踏まえ、コーヒー分野における協力可能性を検討し、結果を纏める。
 - ② ①と併せ、他のコーヒー生産国でのモデル活用可能性について分析し纏める。
 - ③ ②について、コーヒーバリューチェーン開発に関わる JICA 在外拠点及び必要に応じ、現地関係機関等に対して報告する。
 - ④ 持続可能なコーヒーの日本国内マーケティングに係る分析を行い、①②と併せ本邦企業、関係機関を招待したセミナーにて発表する。
 - ⑤ JICA 中南米部向けに業務完了報告を行う。
 - ⑥ 業務完了報告書（和文）を JICA 中南米部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）
- 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。
業務の具体的内容、調査方法（案）などを記載。
和文2部（JICA 中南米部、JICA グアテマラ事務所へ各1部）及び電子データ

- (2) 机上調査結果報告書
- (3) 業務完了報告書（和文 3 部）
2022 年 3 月 10 日までに提出。現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 中南米部及びグアテマラ事務所に提出し、報告する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒グアテマラ⇒日本（アトランタ、ニューアーク、ダラス、ヒューストン、ロサンゼルス各経由）を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA グアテマラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・車両関係費
 - *臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) PCR 検査に関連する費用等は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認します。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
 - ② 業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。ただし、ア)、イ) は第

一次現地業務期間の一部のみ同行。ウ)は現地業務にのみ従事。エ)は現地渡航の予定なし。

ア) 調査総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) ローカルコンサルタント

エ) その他 (農園管理専門家、DX 専門家が入る可能性があります)

③ 便宜供与内容

JICA グアテマラ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎 : あり

イ) 宿舎手配 : なし

ウ) 車両借上げ : なし

エ) 通訳備上 : なし

オ) 現地日程のアレンジ : 第一次現地業務における公的機関、準公的機関との面談のみ、JICA がアレンジ、同行を行う

カ) 執務スペースの提供 : あり

(2) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・北米・中南米地域 広域・フード・バリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査ファイナル・レポート

https://openjicareport.jica.go.jp/810/810/810_600_12355822.html

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA グアテマラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上